

伊万里駅ビル施設（歩行者連絡橋、駅前公園）使用条件

伊万里市駅ビル条例第8条に基づく駅ビル施設の使用許可の条件は以下のとおりです。

- (1) 公の秩序または善良な風俗に反する行為の禁止。
 - (2) 建物若しくは附属設備を破損、又は滅失する行為の禁止。
※ 駅前公園のテラスの柱も附属設備です。破損の場合は原状復旧の対象となります。
 - (3) 通行の妨げになる行為の禁止。
※ 通行用道路での客引きや集会 など
 - (4) 景観を損ねる行為の禁止。
※ ごみの散乱、不快感が生じる表示物の掲示 など
また、露店等における商売用器具についてもテント内での設置を原則とし、店舗外への羅列により景観を損なわないようにしてください。
 - (5) 市駅ビル条例をはじめ、他法令における許可基準等を遵守してください。
※ 食品提供の露店の場合は食品衛生法など、その他の使用についても遵守すべき法令等に基づく許可を要します。
 - (6) テント等を設置する場合は、設置物そのもののみで自立できるものとし、暴風対策等の実施により、周囲の安全を常に確保してください。
 - (7) ごみは必ず持ち帰ってください。
- 新型コロナウイルス感染症対策関係
- (8) 密集しないよう人と人との十分な間隔（少なくとも1m）をとってください。
 - (9) 利用者へのマスクの着用とアルコールによる手指消毒に努めてください。
 - (10) 密接した会話や発声を避けてください。

駅ビル施設は公共の施設です。上記以外（騒音など）についても、駅施設利用者や通行人の迷惑になる行為が見受けられる場合は、指導等のうえ場合によっては使用許可を取り消すこともありますので、ルールを守り適正にご使用ください。